

# 多胎児家庭外出支援

堺市では、令和5年9月1日より  
多胎児家庭（双子以上の子どもを養育する家庭）に  
外出支援事業を実施します。

## 外出支援

タクシーを利用した料金を助成し、  
多胎児家庭が行政・医療・地域等と  
つながりやすくします。

## 子育て相談支援

健康状態や子育てについて  
アンケートや面談の機会を拡充して  
相談支援を行います。

### 対象者

タクシーの利用時、申請時に堺市に住所を有する多胎児家庭で、  
申請する年度に、2歳以下の多胎児を養育している保護者

### 助成対象

令和5年9月1日以降に多胎児家庭の保護者が多胎児とともに外出した際に  
利用するタクシー料金

### 助成額

1年度、1家庭上限 20,000円

### 申請方法

電子申請システムにて申請してください。  
書面での申請を希望される場合は子ども育成課までお問合せください。  
申請には次の(1)～(4)の書類を提出してください。  
電子申請の場合は写真のデータを添付してください。  
※書面による申請の場合は、事務の都合上、助成の時期が遅くなりますのでご了承ください。

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等公的身分証明書）の写し
- (2) 該当年度内に利用したタクシーの利用の領収書等の支払いに係る証明書の写し
- (3) タクシー利用料助成の振り込み先の通帳・キャッシュカード等名義人・口座番号を確認できるものの写し（申請者本人名義のもの）
- (4) 堺市によるアンケートへの回答

### 申請期限

- (1) 該当年度の4月1日から9月30日までに利用したタクシー料金の申請期限はその年度の9月30日申請まで
- (2) 該当年度の10月1日から3月31日までに利用したタクシー料金の申請期限はその年度の3月31日申請まで
- (3) 令和5年度のみ令和5年9月1日から令和6年3月31日までに利用したタクシー料金の申請期限を令和6年3月31日までとします。

### 助成の受け取り方法

申請時に指定された口座へ振り込みます。

### お問合せ先

堺市 子ども育成課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL:072-228-7612 FAX:072-228-8341

助成には  
申請が必要です

詳しくは /

